

社会福祉法人和木町社会福祉協議会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和木町社会福祉協議会定款第32条の規程に基づき、和木町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の会員について、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 会員とは和木町に住所を有する個人又は法人、その他の団体並びに本会の趣旨に賛同して入会した者をいう。

2 会員は、一般会員、準特別会員、特別会員、特別賛助会員並びに法人会員とする。

(会費)

第3条 会員の会費は別表による。なお口数は何口でも加入できるものとする。

(会費の納入)

第4条 会員はその年度の会費を年度内に納入しなければならない。

(社協事業の報告等)

第5条 会長は、会員に対して、会の情報、報告及び福祉サービスの提供をするとともに、会の事業に対する意見の提出、研修等への参加の場を設けるなど、積極的に努めなければならない。

(脱会)

第6条 会員は次の場合脱会したものとする。

- (1) 会員から申し出があつたとき
- (2) 会員の死亡

(その他)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、知事の認可のあつた日から施行する。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

別 表

会員区分	会費(円)
一般会員	1口 600 円
準特別会員	1口 1,000 円
特別会員	1口 2,000 円
特別賛助会員	1口 10,000 円
法人会員	1口 2,000 円